

# 予防事務審査基準

枚方寝屋川消防組合消防本部

# 目次

第1章	総則	
第1	目的	1
第2	用語の定義	1
第2章	審査	
第1	令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	2
第2	消防用設備等の設置単位	50
第3	建築構造	60
第4	階数の算定	61
第5	床面積及び延べ面積	66
第6	高さ	74
第7	令第9条の適用	75
第8	無窓階の取扱い	76
第9	内装	89
第10	区画等	90
第11	指定可燃物	107
第12	収容人員の算定	108
第13	規定の運用・解釈	126
第14	ラック式倉庫の取扱い	134
第15	防災防火対象物、防災物品	137
第16	大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン	139
第3章	雑則	
第1	その他	143

別記1 消防用設備等の設置単位に係る取扱い

## 第1章 総則

### 第1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7条の規定に基づく消防同意（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第18条第2項に係る建築物について、同法第93条第4項の規定に基づき通知された場合を含む。）の審査並びに法第8条及び法第17条、同法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、同法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び枚方寝屋川消防組合火災予防条例（昭和37年枚方寝屋川消防組合条例第44号。以下「条例」という。）の規定に基づく令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い及び消防用設備等又は火炎伝走防止用消火装置の設置の要否に係る判断基準等を定めることを目的とする。

### 第2 用語の定義

この基準の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 2 令8区画とは、令第8条に規定する区画をいう。
- 3 規則第12条の2区画とは、規則第12条の2第1項第1号、第2号及び第3項第1号に規定する区画をいう。
- 4 規則第13条区画とは、規則第13条第1項及び第2項に規定する区画をいう。
- 5 規則第13条の5の2区画とは、規則第13条の5の2第2号に規定する区画をいう。
- 6 規則第28条の2区画とは、規則第28条の2第1項及び第2項に規定する区画をいう。
- 7 規則第30条の2区画とは、規則第30条の2第1号及び第3号に規定する区画をいう。
- 8 複合型居住施設用自火報区画とは、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成22年総務省令第7号）第3条第3項に規定する区画をいう。
- 9 共住省令とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）をいう。
- 10 共住区画とは、共住省令第2条第1号及び「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年消防庁告示第2号）に規定する区画をいう。